

秋田県条例第三十八号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和六十三年秋田県条例第三号）の一部を次のように改正する。
附則第七項及び第八項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。